

証券コード 6557  
(発送日) 2026年6月9日  
(電子提供措置開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号  
A I A I グ ル ー プ 株 式 会 社  
代表取締役社長 貞 松 成

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会の招集に際しましては、法令及び当社定款第13条の定めにより、株主総会参考書類等の内容である情報（以下「電子提供措置事項」といいます。）について電子提供措置を実施しており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第11回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://aiai-group.co.jp/ir/stock/meeting/>



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6557/teiji/>



電子提供措置事項は、以上のウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので以下のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「A I A I グループ」又は証券コード「6557」を入力し、「基本情報」、「閲覧書類／PR書類」を選択の上、ご確認くださいませお願いいたします。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本年も、当社の定時株主総会は、法令及び2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）」に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願いいたします。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法の詳細は、第4頁掲載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される場合でも通信障害等に備え、書面又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に議決権を行使される場合は、株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月23日(火曜日)午後6時までには議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時  
※総会当日は、午前9時30分頃から配信開始予定です。  
※通信障害等が発生した場合には、予備日として2026年6月25日(木曜日)午前10時より、本株主総会を開催いたします。
  2. 開催方法 場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)として開催いたします。  
※詳細は、第4頁掲載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第11期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第11期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

以 上

- 
- ◎ 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎ 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2026年6月25日(木曜日)午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト(アドレス <https://aiiai-group.co.jp>)でお知らせします。

- ◎ 書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権行使として取り扱います。
- ◎ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- ◎ 書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使された場合において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎ 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、第4頁掲載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について 3. 代理人による出席方法」をご参照ください。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第13条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。  
(事業報告の以下の事項)
  - ・ 「企業集団の現況」のうち「当事業年度の事業の状況」の一部、「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  - ・ 「会社の現況」のうち「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会社役員の状況」の一部、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」(連結計算書類の以下の事項)
  - ・ 「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」(計算書類の以下の事項)
  - ・ 「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」(監査報告)
  - ・ 「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」  
従いまして、当該書面に記載しております事業報告は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、第1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ その他、本総会の運営に関して変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス <https://aiai-group.co.jp>）で変更内容等をお知らせいたします。

# バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会は昨年と同様に、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」として開催いたします。

株主の皆様実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

## 1. 当日ご出席の方法

### (1) 開催日時

2026年6月24日(水曜日) 午前10時

※総会当日は、午前9時30分頃から配信開始予定です。

※通信障害等が発生し、議長が本株主総会の延期又は続行を決定した場合には、予備日である2026年6月25日(木曜日) 午前10時より、本株主総会を開催いたします。

### (2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/aiai-11>



①上記のURLを入力いただくか、表示のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※その他ご不明点に関しては下記URLより「Sharely株主様サポート」をご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

### (3) 当日の質問の方法

ログイン後、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問をご入力の上ご送信ください。

【受付時間】本株主総会の開始時刻から議長が指示する時間までとします。

※なお、ご質問はお一人様、2問まで、1問あたり150文字までとさせていただきます。

※本株主総会の進行上の都合やご質問の内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

### (4) 動議の提出方法

議長の指示に従い、画面下の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容をご入力の上ご送信ください。

### (5) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、画面下の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

事前に書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合、

①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。

②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

## (6) 事前質問の方法

以下のサイトで事前質問をお受けいたします。

接続先：[https://web.sharely.app/e/aiai-11/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/aiai-11/pre_question)



- ①上記のURLを入力いただくか、表示のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。
- ②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。
- ③ログイン後、「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ④ご質問は、お一人様2問まで、1問あたり150文字までとさせていただきます。
- ⑤株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

**【事前受付期間】 2026年6月10日（水曜日）午前10時～2026年6月19日（金曜日）午後6時**

## 2. 当日出席しない株主様

### 議決権の事前行使方法

- ①書面による議決権行使  
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

**【行使期限】 2026年6月23日（火曜日）午後6時到着分まで**

※本総会に当日ご出席される場合、バーチャル株主総会サイトのログインのために「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「郵便番号」及び「保有株式数」が必要となりますので、議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。

- ②インターネットによる議決権行使  
第7頁掲載の「インターネットによる事前の議決権行使について」をご覧ください。

## 3. 代理人による出席方法

当会社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。  
ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「議決権の代理を証明する書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「4. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問合せください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒130-0013 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 アルカセントラル16階  
AIAIグループ株式会社 株主総会担当者宛

**【ご提出期限】 2026年6月19日（金曜日）午後6時必着**

## 4. 当日のログイン方法、操作方法に関する問い合わせ先

問い合わせ先：システム運営窓口(Sharely（シェアリー）) Tel. 03-6683-7664  
(受付日時：2026年6月24日(水曜日) 午前9時から株主総会終了まで)

以上

## 注意事項

- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねません。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げる方針としております。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための撮影は議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記株主様向けFAQをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後6時まで

### インターネットによる事前の議決権行使の流れ

- 以下のURLあるいは二次元コードからバーチャルオンリー株主総会のログイン画面へアクセスしてください。  
[https://web.sharely.app/e/aiai-11/pre\\_vote](https://web.sharely.app/e/aiai-11/pre_vote)



- お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

- セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証が出る場合がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。



- 事前受付期間（2026/6/23 18:00:00まで）において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することができます。

# 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は320,494千円で、その主なものは「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」をご参照ください。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの株式取得の資金として、金融機関より長期借入金として10,800百万円の調達を行いました。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
AIAI Child Care株式会社	100,000千円	100.0%	保育施設、多機能型事業所の運営
株式会社CHAILD	20,000千円	100.0%	幼児教育プログラムの販売
ぽこころ株式会社	25,000千円	(間接)100.0%	保育施設の運営
AIAI Inclusive株式会社	10,000千円	100.0%	投資管理
株式会社きららグループホールディングス	80,000千円	(間接)100.0%	子会社の運営管理
株式会社モード・プランニング・ジャパン	80,000千円	(間接)100.0%	保育施設の運営、人材派遣事業

(注) 1. ぽこころ株式会社は、2025年4月1日付で当社連結子会社であるAIAI Child Care株式会社が同社の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2. AIAI Inclusive株式会社は、当事業年度において重要性が増したため、連結の範囲に含めておりません。

3. 当事業年度において、当社連結子会社であるAIAI Inclusive株式会社が2026年2月27日付で株式会社きららグループホールディングスの株式等を取得したため、同社及び同社の子会社である株式会社モード・プランニング・ジャパンを連結の範囲に含めております。

4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社きららグループホールディングス
特定完全子会社の住所	東京都中央区銀座七丁目16番12号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,255,510千円
当社の総資産額	11,582,480千円

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状態

#### ① 取締役の状態 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	貞松 成	CEO AIAI Child Care株式会社 代表取締役 株式会社CHaiLD 代表取締役 AIAI Inclusive株式会社 代表取締役 social investment株式会社 代表取締役 ぽこころ株式会社 代表取締役 株式会社きららグループホールディングス 代表取締役 株式会社モード・プランニング・ジャパン 代表取締役
取締役	木本 彰	COO AIAI Child Care株式会社 取締役 株式会社きららグループホールディングス 取締役 株式会社モード・プランニング・ジャパン 取締役
取締役	戸田 貴夫	CFO 株式会社きららグループホールディングス 取締役 株式会社モード・プランニング・ジャパン 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	内田 昌昭	AIAI Child Care株式会社 監査役 株式会社CHaiLD 監査役 AIAI Inclusive株式会社 監査役 ぽこころ株式会社 監査役 株式会社きららグループホールディングス 監査役 株式会社モード・プランニング・ジャパン 監査役
取締役 (監査等委員・社外)	野口 洋	公認会計士 株式会社トビムシ 代表取締役 株式会社東京・森と市庭 代表取締役
取締役 (監査等委員・社外)	豊泉 美穂子	みなと協和法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員・社外) 野口洋氏及び豊泉美穂子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員・社外) の野口洋氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役 (監査等委員) の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、内田昌昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## ② 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (i) 基本報酬に関する方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念および経営戦略に合致した取締役の業務の遂行を促し、また監督するため、取締役会および監査等委員会における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としております。

#### (ii) 業績連動報酬に関する方針

該当事項はありません。

#### (iii) 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役が、近視眼的な経営行動に陥らないように、また株主の利害との一致の観点から、譲渡制限付株式報酬を支給しています。

当制度は、取締役の役割に応じた一定の株式数を単年度毎に付与します。付与された株式の譲渡制限期間は、取締役による株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社取締役を退任するまでとし、当社取締役の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

#### (iv) 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しております。

### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (0名)	79百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	79百万円 (-百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	11百万円 (4百万円)	-百万円 (-百万円)	11百万円 (4百万円)
合計 (うち社外取締役)	6名 (2名)	90百万円 (4百万円)	-百万円 (-百万円)	90百万円 (4百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち、社外監査等委員は2名）です。
4. 2021年3月26日開催の第6回定時株主総会において、譲渡制限付株式の報酬限度額として、上記（注2、注3）とは別枠で、取締役は年額42百万円以内（うち社外取締役年額6百万円以内）、取締役（監査等委員）は年額12百万円以内で決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員の員数は3名（うち、社外監査等委員は2名）です。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長兼CEO 貞松成氏に対し各取締役（社外取締役を含む）の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

---

(注) 本事業報告中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、グループ横断的なコミュニケーションの促進と、固定費の最適化を目的として、東京都墨田区に構える本社オフィスを閉鎖し、現在東京都中央区に本社を構える連結子会社の株式会社モード・プランニング・ジャパンのオフィスに統合することを予定しております。

これに伴い、定款第3条の本店所在地に関する規定を変更するものであります。なお、本変更につきましては、別途開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、その旨を附則に規定するものであります。また、本附則は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>墨田区</u> に置く。  (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。  <u>附則</u> <u>(本店の所在地変更に関する経過措置)</u> 第2条 定款第3条 (本店の所在地) の変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数  
1,184,182株  
-----  
取締役在任年数  
10年7ヶ月  
-----  
当期における取締役会への出席状況  
13/13回 (100%)

1 | さだまつ じょう  
**貞松 成** (1981年6月2日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年 4月 ワタミフードサービス株式会社（現 ワタミ株式会社）入社
- 2006年 8月 株式会社Dreamers 取締役就任
- 2007年 1月 株式会社global bridge（現 AIAI Child Care株式会社）設立 代表取締役就任（現任）
- 2015年11月 当社設立 代表取締役社長兼CEO就任（現任）
- 2015年12月 株式会社social solutions（現 株式会社CHaiLD）設立 代表取締役就任（現任）
- 2016年11月 social investment株式会社 代表取締役就任（現任）
- 2018年 8月 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会（現 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会）代表理事就任
- 2018年12月 株式会社YUAN(現 株式会社和みライフケア) 代表取締役就任
- 2024年10月 AIAI Inclusive株式会社 代表取締役就任（現任）
- 2025年 4月 ぽこころ株式会社 代表取締役就任
- 2026年 2月 株式会社きららグループホールディングス 代表取締役就任
- 2026年 2月 株式会社モード・プランニング・ジャパン 代表取締役就任（現任）

### 取締役候補者とした理由

創業者として当社グループ設立より強いリーダーシップのもと、グループの持続的成長を牽引してまいりました。加えて、経営者としての豊富な経験と高い見識で、当社グループの中長期的な成長及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社株式の数  
8,776株

取締役在任年数  
6年3ヶ月

当期における取締役会への出席状況  
13/13回 (100%)

2 | きもと あきら  
**木本 彰** (1957年1月11日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1979年 4月 株式会社東急ストア 入社
- 2009年 3月 同社 執行役員就任
- 2014年 3月 同社 常務執行役員就任
- 2020年 3月 当社 取締役COO就任 (現任)
- 2020年 3月 株式会社global bridge (現 AIAI Child Care株式会社) 取締役就任(現任)
- 2020年 8月 株式会社global life care (現 株式会社和みライフケア) 取締役就任
- 2026年 2月 株式会社きららグループホールディングス 取締役就任
- 2026年 2月 株式会社モード・プランニング・ジャパン 取締役就任 (現任)

**取締役候補者とした理由**

他社での店舗施設及び組織の運営の豊富な経験と高い見識を有するとともに、当社グループでの保育・介護部門の担当取締役としての実績を踏まえ、当社グループの中長期の成長の達成を図るとともに、グループ全体を監督する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社株式の数  
8,776株

取締役在任年数  
5年3ヶ月

当期における取締役会への出席状況  
13/13回 (100%)

と だ よ し お  
**3 戸田 貴夫** (1967年1月10日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1990年 4月 三井物産株式会社 入社
- 2009年 4月 三井物産フィナンシャルマネジメント株式会社 部長
- 2010年12月 MCM FOODS HOLDING LTD. Group CFO & Director
- 2016年 6月 三井物産株式会社 内部監査部次長
- 2020年 6月 当社入社 財務経理部長
- 2021年 3月 当社 取締役CFO就任 (現任)
- 2026年 2月 株式会社きららグループホールディングス 取締役就任
- 2026年 2月 株式会社モード・プランニング・ジャパン 取締役就任 (現任)

**取締役候補者とした理由**

経理・財務・内部監査等を中心に豊富な経験と高い見識を有し、当社の財務経理部長就任後は、当社グループの経営改革に大きく貢献しております。そのため、当社グループの中長期の成長の達成を図るとともに、グループ全体を監督する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、2026年6月3日現在のものです。
- 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
  - 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役である被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数  
10,392株  
-----  
取締役在任年数  
一年一ヶ月  
-----

## 1 きはら しげき 木原 成記 (1965年9月30日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 日本エヌ・シー・アール株式会社（現日本NCR株式会社）入社
- 2014年 6月 損保ジャパン日本興和株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社
- 2015年 6月 株式会社global bridge（現AIAI Child Care株式会社）入社
- 2016年 4月 同社 保育部 部長
- 2018年 4月 当社 人事総務部 部長
- 2020年 9月 株式会社global child care（現AIAI Child Care株式会社）採用育成部 部長
- 2022年 1月 同社 人財採用部 部長
- 2026年 2月 同社 内部監査室長（現任）
- 2026年 5月 株式会社モード・プランニング・ジャパン 監査役就任（現任）

### 取締役（監査等委員）候補者とした理由

2015年の入社以来、主に保育、人事・採用や内部監査業務に従事し、当社における豊富な業務経験を有しております。これらの経験や知見を活かし、常勤の監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としたしました。



所有する当社株式の数  
5,846株

取締役在任年数  
10年3ヶ月

当期における取締役会及  
び監査等委員会への出席  
状況

取締役会  
11/13回 (85%)

監査等委員会  
12/14回 (85%)

2 のぐち ひろし  
**野口 洋** (1967年4月27日生)

再任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所  
2004年 1月 アミタ株式会社 入社  
2010年 5月 株式会社サクセスアカデミー（現ライクキッズ株式会社）入社  
2016年 3月 株式会社トビムシ 代表取締役就任（現任）  
2016年 3月 当社 取締役就任  
2017年 3月 株式会社東京・森と市庭 代表取締役就任（現任）  
2021年 3月 当社 取締役（監査等委員）就任（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社トビムシ 代表取締役  
株式会社東京・森と市庭 代表取締役

### 社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待する役割の概要

同氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する専門的知識を有し、更に企業経営者として経験を有しております。2016年3月以降は当社の社外取締役として、そして2021年3月以降は監査等委員である取締役として、その職務を適切に果たしてきました。同氏の経験と知見、実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から適切に監査・監督の職務を遂行し、今後も当社グループのガバナンス強化と企業価値の向上のために貢献をいただけると期待しております。



### 3 とよいづみ み ほ こ 豊泉美穂子 (1978年3月7日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年10月 東京地方裁判所判事補  
2006年 8月 弁護士登録 みなと協和法律事務所 入所 (現任)  
2014年 3月 東京弁護士会常議員・日本弁護士連合会代議員  
2021年 3月 当社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任)  
(重要な兼職の状況)  
みなと協和法律事務所

所有する当社株式の数  
5,846株

取締役在任年数  
5年3ヶ月

当期における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会  
11/13回 (85%)

監査等委員会  
12/14回 (85%)

#### 社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、法律家としての専門的知識や豊富な経験を有し、2021年3月からは監査等委員である取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。特に法務・コーポレートガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。引き続き、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただけることを期待しております。

- (注) 1. 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、2026年6月3日現在のものです。  
2. 野口洋氏及び豊泉美穂子氏は社外取締役 (監査等委員) 候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
4. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。  
5. 当社は、野口洋氏及び豊泉美穂子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、それぞれ法令に定める最低責任限度額であります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏と当該契約と同等の内容の契約を締結する予定であります。  
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の内件

### 1. 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度につきましては、2021年3月開催の第6回定時株主総会において、報酬額を年額42百万円以内、うち社外取締役分は年額6百万円以内、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年84,000株以内、うち社外取締役分は年12,000株以内としてご承認いただいております。

今般、当社は、急速に変化する事業環境への対応を背景として、取締役の役割及び責務が増大していること、また、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、当該譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部改定いたしたく存じます。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、既存の基本報酬の報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内とし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年200,000株以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本制度に基づき対象取締役に支給される金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で締結する譲渡制限付株式割当契約に従い、当社普通株式の発行又は処分に際して現物出資財産として給付されるものとし、当社普通株式の払込金額は、当該株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値、同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要として以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、当社取締役又は当社子会社取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除す

る。

(3) 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社取締役及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で、死亡、その他正当な理由により、当社取締役及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任をした時点をもって、払込期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、本株式の数に乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。)について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 2.本議案の内容を相当とする理由

本制度は、対象取締役に対し、当社の中長期的な業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景として、対象取締役に期待される役割及び責務が増大していることを踏まえ、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に向けたインセンティブをより一層高めるため、本制度の内容を改定することといたしました。

本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数の上限、譲渡制限期間その他の条件は、上記目的、当社の事業規模、役員報酬体系、対

象取締役の職責、株価水準、希薄化率その他諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、本制度により発行又は処分される株式については、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、一定期間の譲渡制限、退任時の無償取得事由その他必要な条件を付す予定であることから、対象取締役に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして合理的な内容であると考えております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、2021年3月26日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は年20百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすご承認をいただいております。また、本総会の決議事項第4号議案が原案のとおり可決された場合、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し年額100百万円以内かつ年200,000株以内で譲渡制限付株式報酬を支給することにつきご承認いただくこととなります。

今般、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主の皆様と価値共有を高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、年額100百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、当社は対象取締役に對して、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき新株予約権を割り当てるものとします。

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の当社取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名となります。

### 記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

#### 1. 取締役に對するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数

(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## (2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は2,000個を上限とする。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を

請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新

株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上